

水俣病被害者の方への 給付の申請手続きについて (申請の手引)

申請の受付
平成24年7月31日(火)まで

※郵送の場合、当日消印有効

環境省 / 熊本県 / 鹿児島県 / 新潟県



目次

1. はじめに	1
2. 給付の対象者、給付内容	2
(1) 対象となる方	2
(2) 対象地域	3
(3) 亡くなられた方について	4
(4) 対象となる方の判定方法	4
(5) 症候要件と給付の種類	5
(6) 給付内容	6
3. 申請の手続	7
(1) 給付の申請	7
4. (参考) 各種の給付の請求	9
(1) 水俣病被害者手帳の交付	9
(2) 各種の給付	9
(3) その他	10
5. 注意事項	12
6. 申請のご相談	13

1. はじめに

水俣病^{みなまたびょう}については、今なお新たに多くの方々が救済を求めています。こうした事態を放置することは許されないことから、平成21年7月、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法^{みなまたびょうひがいしや きゆうさい}」（平成21年法律第81号。以下「特措法^{とくそほう}」といいます。）が制定されました。

同法に基づく取組に関しては、いのちを守るとの基本的な考え方のもと、これまで関係各方面から広く意見を聞きながら、検討を進めてきました。検討結果を踏まえ、政府において、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針^{さいそち ほうしん}」（平成22年4月16日閣議決定）を定めました。

この救済措置の対象となるのは、かつて水俣湾^{みなまたわん}又はその周辺水域や阿賀野川^{あがのがわ}（以下単に「対象地域」といいます。）でメチル水銀^{おせん}に汚染された魚などをたくさん食べた方のうち、水俣病にも見られる症状（両手足の先の方の感覚が鈍い^{にぶ}など）をお持ちの方になります。

このため、このような症状を自覚されているからとあって、その事実だけでただちに対象となるわけではありません。そのような症状が起きたのは、かつて汚染された魚をたくさん食べたからではないか、という心当たりがあるみなさまに申請をさせていただき、医師による検査等によって判定させていただきたく仕組みとなっています。

なお、事前に医師の診察が必ず必要というわけではありません。心当たりのある方で、民間診断書^{みんかんしんだんしょ}（提出診断書^{ていしゅつしんだんしょ}）の提出が間に合わない方は、まずは申請してください（民間診断書は、申請後3ヶ月までならば追加で提出することが可能です）。

対象地域に当時、相当の期間お住まいでなかった方であっても、申請できます。その場合には、客観的資料^{きやくかんてき}や本人への聞き取りを踏まえ、汚染された魚などを多食したと認められる「相当な理由^{そうとう}」を個別にお伺いします。

この手引は、上記の内容を含め救済措置の方針をもとに、みなさまが実際に給付の申請を行うにあたっての必要な基本情報、手続きなどをできる限り分かりやすく解説したものです。さらに、ご不明の点がありましたら、本手引の裏面の各県の窓口及びお近くの環境省地方環境事務所にお問い合わせください。

2. 給付対象者、給付内容

(1) 対象となる方

給付の対象者は、以下の方になります。

通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露^ろを受けた（メチル水銀を体内に取り入れた）可能性がある方のうち、

①四肢末梢優位^{ししまっしょうゆうい}の感覚障害（手足の先の方の感覚が鈍いこと）を有する方に加え、①にあたらない方であっても、

②全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位^{ししまっしょうゆうい}の感覚障害を有する方に準ずる方

（→①、②のいわゆる^{しょうこうようけん}症候要件については5ページをご覧ください。）

ここで、「通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露^ろを受けた可能性がある方」とは、熊本県および鹿児島県においては昭和43年12月31日以前に、新潟県においては昭和40年12月31日以前に、

(ア)「対象地域」（→3ページをご覧ください。）に相当の期間^(注1)居住していたため、熊本県および鹿児島県においては水俣湾またはその周辺水域^{ぎょかいりい}の魚介類を多食したと認められる方、あるいは、新潟県においては阿賀野川^{ぎょかいりい}の魚介類を多食したと認められる方

に加え、上記と同様の年月日以前に、

(イ)「対象地域」に相当の期間居住していなかった方であっても、熊本県および鹿児島県においては水俣湾またはその周辺水域^{ぎょかいりい}の魚介類を、新潟県においては阿賀野川^{ぎょかいりい}の魚介類を多食したとそれぞれ認めるのに相当な理由がある方^(注2)（母体を経由してメチル水銀のばく露^ろを受けた可能性がある場合を含みます。^(注3)）

とします。

(注1) 1年以上とします。

(注2) 「相当な理由がある方」の例として以下のような方々が挙げられます。

- ・月のうちほとんどの日数について、対象地域に通勤等をされていた方
- ・月のうち、魚介類をほとんど水俣湾等や阿賀野川から入手されていた方
- ・熊本県および鹿児島県においては昭和43年12月末以前に水俣湾等で、新潟県においては昭和40年12月末以前に阿賀野川で、自身または当時同居していた親族が漁業に従事していた方

(注3) 熊本県および鹿児島県においては昭和44年11月末までに生まれた方、あるいは、新潟県においては昭和41年11月末までに生まれた方については、胎児であった時に、母体を通じてメチル水銀を取り入れた可能性を考慮して、地域要件、症候要件とあわせて総合的に判断することとします。

また、熊本県および鹿児島県においては昭和44年11月末より後に、新潟県においては昭和41年11月末より後に生まれた方であっても、臍帯、胎毛筆(赤ちゃん筆)の毛または(妊娠中の)母親の毛髪における高濃度のメチル水銀のばく露の可能性を示すデータなどをお持ちの方については、どこでメチル水銀のばく露を受けた可能性があるか原因を確認した上で、地域要件、症候要件とあわせて総合的に判断することとします。

(2) 対象地域

「対象地域」とは、そこに居住している方が、ふつうでない量のメチル水銀を体内に取り入れた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として熊本県、鹿児島県および新潟県(以下単に「県」といいます。)が定める以下の地域をいいます。なお、この地域に相当の期間居住していなくても、(1)の(イ)にあたる方は、症候要件(→5ページをご覧ください。)を満たせば対象となります。

熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ○水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡および湯出を除いた区域 ○芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島および井牟田の区域 ○津奈木町全町 ○天草市のうち御所浦町の区域 ○八代市のうち二見洲口町の区域 ○上天草市のうち龍ヶ岳町の区域
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ○阿久根市のうち大字脇本および赤瀬川の区域 ○出水市のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月12日現在(合併前)の出水市の区域 ・平成18年3月12日現在(合併前)の高尾野町のうち大字江内、大久保、上水流、下水流および柴引の区域 ・平成18年3月12日現在(合併前)の野田町のうち大字下名の区域 ○長島町のうち、平成18年3月19日現在(合併前)の東町の区域
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和49年6月10日現在の新潟市のうち松浜町、根室新町、津島屋1丁目、津島屋2丁目、津島屋3丁目、津島屋4丁目、津島屋5丁目、津島屋6丁目、津島屋7丁目、津島屋8丁目、新川町、一日市、海老ヶ瀬、大形本町、中興野、本所、江口、新崎、名目所及び濁川の区域ならびに豊栄市のうち高森新田、森下および高森の区域

(3) 亡くなられた方について

すでに亡くなられた方で、認定審査会の提出資料や平成7年の政治解決時の公的診断の資料がある方については、その資料を再度使って申請することができます。判定の結果、対象となられた場合には、ご遺族の方に一時金が給付されます。

くわしくは申請窓口にお問い合わせください。

(4) 対象となる方の判定方法

一時金、療養費（医療費の自己負担分のみ）、療養手当の給付の申請をされた方については、県が指定する医療機関（以下「していりょうきかん指定医療機関」(注1)）といえます。）の医師による診断を受けていただきます。

県は、各県が設置する判定検討会(はんていけんとうかい)の意見を聴いて、一時金等の給付の対象者を判定します。

判定検討会における一時金等の給付の対象者の判定は、指定医療機関の医師による診断の「けんさしよけんしよ検査所見書」と、任意にご提出いただく医師(注2)による「ていしゅつしんだん提出診断書しよ」を総合して行われます。

(注1) 指定医療機関

神経科もしくは神経内科があり、かつ、次の(a)及び(b)の要件のいずれをも満たす医師が在籍している公的医療機関から、申請される方の利便の観点から所在地を勘案して県が指定する機関とします。

- (a) 現在、神経内科、神経科または精神科のある医療機関に在籍していること。
- (b) 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診療経験を有すること。

(注2) 申請者が任意に提出する、提出診断書を発行する医師の要件は、(注1)の(a)および(b)の要件のいずれをも満たす医師とします。

(5) 症候要件と給付の種類

判定時に確認された症候の組み合わせによる給付の対象となる要件（症候要件）と給付の種類については以下のとおりです。

症候要件	給付の種類
① 検査所見書と提出診断書の両方において、四肢末梢優位の感覚障害、全身性の感覚障害（注1）のいずれかが認められる（注2）。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時金 ・療養費 ・療養手当 ・離島加算
② ①に該当しない場合でも、検査所見書と提出診断書のいずれかにおいて一定の感覚障害（注3）がみられ、検査所見書において、水俣病にもみられるしびれ、ふるえなどの症状（注4）のいずれかが認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費 ・離島加算

- (注1) 四肢末梢優位の乖離性の感覚障害は全身性の感覚障害と同等に扱います。また、「乖離性の感覚障害」とは、触覚か痛覚のいずれか一方の低下がみられる状態をいいます。
- (注2) 検査所見書または提出診断書のいずれか一方において、四肢末梢優位の感覚障害または全身性の感覚障害が認められる場合は、他方における、口周囲の触覚もしくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害、または、求心性視野狭窄の所見を踏まえ、判定検討会における総合判断により判定します。
- (注3) 「一定の感覚障害」とは、四肢末梢優位の感覚障害、全身性の感覚障害または四肢末梢優位の乖離性の感覚障害をいいます。
- (注4) 「水俣病にもみられる症状」とは、しびれ、ふるえ、カラス曲がり（こむら返り・けいれん・足がつる）、見える範囲がせまい・はっきり見えない、耳が遠い・耳鳴り、味覚・嗅覚の異常、言葉を正確に発せない、めまい・立ちくらみ、つまずきやすい・ふらつく、物を落としやすい・手足の脱力感の10症状のいずれかをいいます。

(6) 給付内容

それぞれの給付内容については、以下のとおりです。

種類	給付内容	摘要
①一時金	210万円（1人あたり）	
②療養費	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険各法の規定による療養を受けたときの医療費（保険適用分）の自己負担分 ○はり・きゅう・マッサージ施術費（保険適用分）の自己負担分 ○はり師またはきゅう師から、はりまたはきゅうの施術を受けたときや、温泉療養を行ったときに要した費用（1月につき7,500円まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ○さらに、入院時の食費の標準負担額を給付します。 ○ふつうでない量のメチル水銀に汚染された魚介類をたくさん食べた（体内に取り入れた）ことによって発症すると考えられる症状（以下「特定症状」という。）に関連する療養を対象とします（注）。 ○他の制度などで医療費の自己負担分の給付を受けている人はこの給付は受けられません。
③療養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○入院による療養を受けた方 1月につき17,700円 ○通院による療養を受けた日数が1日以上 70歳以上の方： 1月につき15,900円 70歳未満の方： 1月につき12,900円 	○特定症状に関連する療養を受けたときに給付されます。
④離島加算	1月につき1,000円	熊本県天草市御所浦町と鹿児島県出水郡長島町獅子島などの離島（島外の医療機関などへの交通手段が船舶または航空機以外にない島をいいます。）に居住する方が、月1回以上、島外の医療機関などに通院した場合に給付されます。

（注）対象とならない例として、妊娠・出産、歯科、および、交通事故などの他人の加害による疾病などに係る、医療が挙げられます。

3. 申請の手続き

(1) 給付の申請

①申請の受付

受付開始日 : 平成22年5月1日(土)

受付終了日 : **平成24年7月31日(火)** (注)

(注) 郵送の場合は、当日の消印有効です。

(注) 平成22年5月1日以降、一度申請された方(水俣病被害者手帳をお持ちの方を含む。)については、再度の申請はできません。

②申請方法

該当する県(熊本県、鹿児島県または新潟県のいずれかで、ふつうでない量のメチル水銀を体内に取り入れたと思われる、当時居住していた県)の申請窓口、③の申請書類を提出してください。どの県に申請すべきかご不明の場合は、いずれの県にお問い合わせいただいても結構です。

③申請書類

必要な申請書類
○給付申請書【様式1号】(注1)
○住民票
○戸籍の附票または 消除された戸籍の附票(注2)
○魚介類摂取等申立書【様式2-1号】(注3)
○提出診断書【様式3-1号】(注4)
○診断申込書【様式4-1号】(注5)

④追加の資料提出

提出された資料だけでは給付の対象とされなかった方であっても、ご家族の中にすでに認定患者となられた方がいる、または、胎児であった時に、母体を通じてメチル水銀を体内に取り入れたなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件(以下「濃厚な疫学要件^{えきがく}」といいます。)を満たす方(注6)と判定検討会が認める方については、もう1回、診断を受けていただくことができ、この結果を基に再検討します。くわしくは判定結果の通知時にご案内いたします。

- (注1) 一時金および療養手当の給付は不要であり、療養費（医療費の自己負担分など）の給付だけを希望する方であって、そうしたお気持ちをどうしても表したいと考える方は、給付申請書【様式1号】の本文中にある「一時金」等の言葉をご自身で二重線により消してくださっても結構です。
- (注2) 熊本県および鹿児島県においては昭和43年12月31日以前の居住が分かるもの、新潟県においては昭和40年12月31日以前の居住が分かるものでお願いします。戸籍の附票が廃棄されている場合は、廃棄済証明書、および改製原戸籍（除籍）謄本を提出してください。その他、小学校の卒業証明書など、その地域に住んでいたことを確認できる資料の提出をお願いすることがあります。
- (注3) 過去に保健手帳に申請したことがあり、魚介類摂取等申立書をご提出頂いている方は、これに代えて、魚介類摂取等申立書の使用承諾書【様式2-2号】をご提出いただくことができます。
- (注4) 提出診断書の提出は任意です。提出されなくても差し支えありませんが、申請日より3か月以内に提出されなかった場合は、県の指定する医療機関の医師による診断の「検査所見書」のみによって判定されることとなります。なお、過去に水俣病の認定申請または保健手帳の申請を行ったことがあり、医師の診断書をご提出いただいている方は、今回新しい診断書を提出することに代えて、提出診断書の使用承諾書【様式3-2号】をご提出いただくことができます。
- (注5) ばく露（メチル水銀を体内に取り入れたこと）の審査が終わられた方は、県の指定する医療機関の医師による診断を必ず受けていただく必要がある（※）ため、診断申込書に必要事項を記載の上、あわせてご提出ください。診断の場所・日程については、県から連絡があり、ご都合も聞きながら調整いたします。診断費用の2,700円をご負担していただきます。なお、認定申請者のうち過去に県の検診録がある方、または、平成7年の政治解決時の公的診断の資料がある方で、指定医療機関の医師による診断を希望しない方は、今回の診断を受けることに代えて、過去の公的な診断結果を用いることとし、検診録使用承諾書【様式4-2号】をご提出いただくこともできます。

（※ 新潟県の場合、ばく露の審査にかかわらず全ての者に診断を受けていただきます。）

- (注6) 判定結果の通知から一定期間内に、「疫学確認書」の記載内容を証明する書類をご提出いただき、これについて、判定検討会において審査を行います。
- また、「濃厚な疫学要件」とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。
- ・熊本県および鹿児島県においては昭和43年12月末以前に、新潟県においては昭和40年12月末以前に同居していた親族に水俣病の認定患者または医療手帳を交付されている方がいる。
 - ・熊本県および鹿児島県においては昭和43年12月末以前に水俣湾の周辺において、新潟県においては昭和40年12月末以前に阿賀野川で、自身または当時同居していた親族が漁業に従事していた。
 - ・その他、知事が適当と認める濃厚な疫学要件がある。

4. (参考) 各種の給付請求

(1) 水俣病被害者手帳の交付

県より、一時金、療養費（医療費の自己負担分など）、療養手当の給付の対象または療養費の給付のみの対象に該当するという判定結果の通知を受けた方には、水俣病被害者手帳を交付いたします。

(2) 各種の給付

① 一時金

該当者は、関係事業者^(注1)（または関係事業者から業務を委託された指定支給法人）に申請していただく必要があります。具体的な手続きは、「給付の手引」にてご案内します。

(注1) ここでの関係事業者とは、熊本県および鹿児島県関係はチッソ株式会社、新潟県関係は昭和電工株式会社をいいます。

② 療養費

該当者が、水俣病にもみられる症状に関連して保険が適用される医療系のサービスを受けた場合、要した料金（自己負担分）をお支払いいただく必要はありません。ただし、この場合、医療機関などの窓口で、被保険者証、組合員証または後期高齢者医療被保険者証に添えて、水俣病被害者手帳を提示していただく必要があります。当日、水俣病被害者手帳を持参し忘れた場合などは、いったん窓口で料金をお支払いいただき、領収書を保管の上、後日、県に所定の手続きを行っていただくこととなります。その後、ご負担分をお支払いします。

新規に申請された方については、申請日の属する月の3か月後の月以降に要した料金が給付されます。水俣病被害者手帳の交付が当該月より後になった場合、要した費用については、いったん窓口で料金をお支払いいただき、領収書を保管の上、後日、県に所定の手続きを行っていただくこととなります。その後、ご負担分をさかのぼってお支払いします。

また、該当者が鍼灸院などではり・きゅう施術や温泉療養を受けた場合、要した費用の給付（ただし、1月につき7,500円まで）が受けられます。はり・きゅう施術・温泉療養給付申請書に必要事項を記載の上、はり・きゅう施術・温泉療養証明書を添付し、県に提出してください。なお、鍼灸院などに、はり・きゅう施術・温泉療養証明書の記載を依頼する際は、鍼灸院などの窓口で、水俣病被害者手帳を必ず提示していただく必要があります。

③ 療養手当について

該当者が②の保険適用の療養を受けた場合、療養手当が給付されます。

④ 離島加算

熊本県天草市御所浦町や鹿児島県出水郡長島町獅子島などの離島（島外の医療機関などへの交通手段が船舶または航空機以外にない島をいいます。）に居住する方が、月1回以上、島外の医療機関などに通院した場合には、離島加算が給付されます。具体的には療養状況を県で把握し、あらかじめ登録された金融機関口座に振り込むなどによりお支払いします。

(3) その他

将来、水俣病被害者が発生するか否かの可能性とこれに関する対応については、今後の調査研究による新しい知見によるべきものですが、当分の間、過去に相当の期間、水俣湾等または阿賀野川の魚介類を食べたことに伴い健康不安をうったえる方について、以下のとおり健康診査等を実施し、その推移をモニタリングします。

(ア) 対象となる方：以下のいずれかに該当する方

- ・給付の申請をされた方で、一時金等の給付の対象にならないとされた方であって、過去（注1）に相当の期間（注2）、水俣湾等または阿賀野川の魚介類を食べたことに伴い、健康不安をうったえている方
- ・平成22年5月1日までに公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律111号）に基づく認定申請を行っていた方で、給付の申請受付が終了した後に棄却処分となって給付の対象とならなくなったものの、過去（注1）に相当の期間（注2）、水俣湾等または阿賀野川の魚介類を食べたことに伴い、健康不安をうったえている方

(注1) 「過去」とは、熊本県および鹿児島県においては昭和49年末まで、新潟県においては昭和46年末までです。

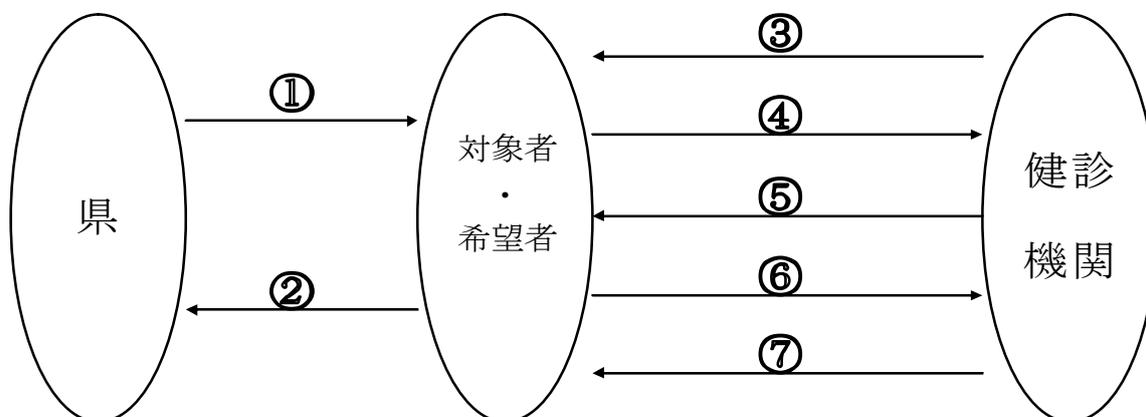
(注2) 1年以上とします。

(イ) 受けられる内容

- ・健康不安をうったえる方には、医師による健康診査が無償で受けられるようにします。
- ・希望者には、必要に応じて、国立水俣病総合研究センターが実施する研究に参加し、脳磁計(MEG)等による高度な検査が受けられるようにします。

(ウ) 申し込みの流れ

- ① 県から救済措置等非該当者への事業参加登録の案内発出
- ② 参加希望者から県に「登録申込書」、「個人情報提供承諾書」提出
- ③ 健診機関から健診の手引きを登録者へ送付：
健診の手引き(健診時期、検査項目、指定医療機関、連絡先等)
- ④ 登録者は、健診機関(コールセンター)に予約する。
- ⑤ 健診機関から、登録者に「予約確認票」、「問診票」を送付する。
- ⑥ 登録者は健診を受ける。
- ⑦ 健診機関から健診結果を受け取る。



※ 受診場所は、熊本県、鹿児島県、新潟県以外に、東京都、大阪府などにある指定された健診機関から選ぶことができるものとする。

5. 注意事項

申請の前に、以下の注意事項をお読みください。

- ①申請は1回のみです。（平成22年5月1日以降、一度申請された方（水俣病被害者手帳をお持ちの方を含む。）については、再度の申請はできません。）
- ②次の囲みの中のいずれかに該当する方については、給付の対象となりません。該当する方が給付の対象となることもあります。給付を受けるためには、水俣病の認定申請や訴訟の取り下げなどの手続きをとっていただく必要があります。一時金等の給付の対象に該当する方は、今後ともこれら水俣病の認定申請などの手段をとらないように約束していただきます。水俣病被害者手帳の交付を受けながらこれらの手段をとることができないことも同様です。

○水俣病に係る認定を受けた方

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）第3条第1項または公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第2項の規定による水俣病に係る認定（以下単に「水俣病に係る認定」といいます。）を受けた方（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）第5条第1項の規定により補償法による認定を受けたものとみなされた方を含みます。）

○水俣病に係る救済等を受けた方

（いわゆる平成7年政治解決時に一時金等の給付の対象となった方や裁判による和解金などの給付の対象となった方）

○水俣病にもみられる症状に関して損害賠償^{そんがいばいしょう}を得た方

○水俣病に係る認定の申請をしている方

○水俣病に係る認定に関する処分について不服申立^{ふふくもうした}てをしている方

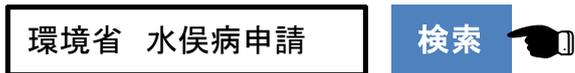
○水俣病に係る認定に関する処分の取消の訴えを提起している方

○水俣病にもみられる症候に関して損害賠償^{そんがいばいしょう}を求める行為をしている方

6. 申請のご相談

○次の方法により申請書類を入手いただけます。

①環境省の専用ホームページからダウンロードできます。



②熊本県、鹿児島県、新潟県の窓口にはガキ、FAXなどでご請求いただけます。

(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(〇部)を送付希望」との旨を明記ください。)

○現在どこにお住まいの方でも、熊本県、鹿児島県、新潟県の窓口申請いただけます。

(申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。申請先がご不明の場合は、あらかじめご相談ください。)

○各種のお問い合わせは、熊本県、鹿児島県、新潟県及びお近くの環境省地方環境事務所の関係窓口でFAX、お電話にて受け付けています。

(電話が混雑する可能性がありますので、なるべくFAXをご利用ください。)

申請・相談窓口

【申請窓口、各種お問い合わせ窓口】（月～金。休日を除く。8:30～17:15）

- ◆熊本県 環境生活部水俣病保健課
住所／〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
FAX／096-382-3296 電話／096-333-2306
- ◆鹿児島県 環境林務部環境林務課
住所／〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
FAX／099-286-5544 電話／099-286-2584
- ◆新潟県 福祉保健部生活衛生課
住所／〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
FAX／025-284-6757 電話／025-280-5204、5207

【各種お問い合わせ窓口】（月～金。休日を除く。8:30～17:00）

- ◆北海道地方環境事務所 住所／〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目
FAX／011-736-1234 電話／011-299-1952
- ◆東北地方環境事務所 住所／〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
FAX／022-724-4311 電話／022-722-2873
- ◆関東地方環境事務所 住所／〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2
FAX／048-600-0517 電話／048-600-0516
- ◆中部地方環境事務所 住所／〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2
FAX／052-951-8889 電話／052-955-2134
- ◆近畿地方環境事務所 住所／〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
FAX／06-4790-2800 電話／06-4792-0700
- ◆中国四国地方環境事務所 住所／〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28
FAX／086-224-2081 電話／086-223-1581
- ◆九州地方環境事務所 住所／〒862-0913 熊本県熊本市東区尾ノ上
1-6-22
FAX／096-214-0354 電話／096-214-0311